

### 第3章 労働争議の調整等

#### 1 労働争議の調整

##### (1) 概要

令和4年の新規申請件数と係属件数は、ともに6件であり、5件が終結し、その内訳は、解決が3件、打切りが2件であった。

また、そのうちコロナ関連（新型コロナウイルス感染症関連をいう。以下同じ。）の申請は1件であり、解決で終結した。

##### ア 取扱状況

令和4年に係属した労働争議の調整は、前年からの繰越はなく、新規申請が6件で、5件が終結し、1件が次年繰越になった。

なお、調整手続は、全てあっせんであった。（表1）

表1 取扱状況 (単位：件)

年	区分	係属件数			終結件数	次年繰越
		前年繰越	新規申請	計		
30		1	5	6	6	-
31・元		-	2	2	1	1
2		1	3	4	4	-
3		-	6	6	6	-
4		-	6	6	5	1
平均件数		0.4	4.4	4.8	4.4	0.4

##### イ 新規申請の状況

##### (7) 開始事由別状況

開始事由別では、6件全て当事者の申請によるもので、職権によるものはなかった。

また、申請者別では、6件全て組合からの申請であった。（表2）

表2 開始事由別新規申請件数 (単位：件)

年	区分	当事者申請			職権	計
		組合	使用者	双方		
30		5	-	-	-	5
31・元		2	-	-	-	2
2		3	-	-	-	3
3		6	-	-	-	6
4		6	-	-	-	6
平均件数		4.4	-	-	-	4.4

##### (4) 月別状況

月別にみると、6月と10月が各2件、2月と12月が各1件であった。（表3）

表3 月別新規申請件数 (単位：件)

年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
		30	-	1	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-
31・元	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	2
2	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	3
3	-	-	1	-	-	-	-	4	-	1	-	-	-	6
4	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	1	6
平均件数		-	0.4	0.2	-	-	1.0	1.2	0.6	0.2	0.4	0.2	0.2	4.4

(ウ) 産業別状況

産業別では、教育、学習支援業、医療、福祉が各2件（33.3%）、宿泊業、飲食サービス業、運輸業、郵便業が各1件（16.7%）であった。（表9）

(エ) 規模別状況

組合規模別では、組合員数101～200人が3件（50%）、10人以下、11～20人、501～1,000人が各1件（16.7%）であった。（表4）

企業等規模別では、従業員数21～50人、1,001人以上が各2件（33.3%）、201～500人、501～1,000人が各1件（16.7%）であった。（表5）

表4 組合規模別新規申請件数 (単位：件)

年	規模 10人 以下	11～ 20人	21～ 50人	51～ 100人	101～ 200人	201～ 500人	501～ 1,000人	1,001人 以上	非公表	計
30	-	-	2	-	1	-	-	2	-	5
31・元	-	-	1	-	-	-	1	-	-	2
2	1	-	-	-	1	1	-	-	-	3
3	-	2	-	1	3	-	-	-	-	6
4	1	1	-	-	3	-	1	-	-	6
平均	0.4	0.6	0.6	0.2	1.6	0.2	0.4	0.4	-	4.4

表5 企業等規模別新規申請件数 (単位：件)

年	規模 10人 以下	11～ 20人	21～ 50人	51～ 100人	101～ 200人	201～ 500人	501～ 1,000人	1,001人 以上	計
30	-	1	3	-	-	-	-	1	5
31・元	1	-	-	-	-	-	-	1	2
2	2	1	-	-	-	-	-	-	3
3	1	-	-	4	1	-	-	-	6
4	-	-	2	-	-	1	1	2	6
平均	0.8	0.4	1.0	0.8	0.2	0.2	0.2	0.8	4.4

(オ) 調整事項別状況

新規申請件数は、6件であるが、調整事項が複数ある事件があるため、調整事項別件数は、11件となり、「賃金等」が5件（45.5%）、「団交促進」が3件（27.3%）、解雇等の「経営又は人事」が2件（18.2%）、「組合承認、組合活動」が1件（9.1%）であった。（表10）

また、そのうちコロナ関連は、一時金、その他の経営人事（欠員補充）、団交促進が各1件であった。

(カ) 組合系統別状況

組合系統別では、全労連が5件（83.3%）、全労協が1件（16.7%）であった。

(キ) 発生地域別状況

発生地域別では、4件が京都市域、2件が京都市域外であった。

## ウ 終結状況

令和4年に係属した6件のうち、5件が終結し、解決3件（60.0%）、打切り2件（40.0%）であった。（表6）

**表6 終結状況** (単位：件)

年	区分	解 決			打切り (不応諾)	取下げ	計	(参考) (%)	
		案提示	その他	小 計				解決率	案提示率
30		1	-	1	4(3)	1	6	20.0	20.0
31・元		1	-	1	-(-)	-	1	100.0	100.0
2		4	-	4	-(-)	-	4	100.0	100.0
3		4	-	4	2(-)	-	6	66.7	66.7
<b>4</b>		<b>3</b>	-	<b>3</b>	<b>2(1)</b>	-	<b>5</b>	<b>60.0</b>	<b>60.0</b>
平均件数		2.6	-	2.6	1.6	0.2	4.4	61.9	61.9

(注) 1 ( ) は不応諾の件数で、内数である。

$$2 \text{ 解決率} = \frac{\text{解 決}}{\text{解決} + \text{打切り}} \times 100 \quad \text{案提示率} = \frac{\text{案提示}}{\text{解決} + \text{打切り}} \times 100$$

## エ 調整回数及び調整係属日数

終結した事件の調整回数は平均1.3回、調整係属日数は平均51.8日であった。（表7、8）

**表7 調整回数** (単位：件)

年	回数	0回	1回	2回	3回	4回	5回	計	平均回数 (0回を除く)
		30	3	2	-	1	-		
31・元		-	-	1	-	-	-	1	2.0
2		-	4	-	-	-	-	4	1.0
3		-	4	1	1	-	-	6	1.5
<b>4</b>		<b>1</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	-	-	-	<b>5</b>	<b>1.3</b>
平均件数		0.8	2.6	0.6	0.4	-	-	4.4	1.4

**表8 調整係属日数** (単位：件)

年	日数	5日以内	6～10日	11～20日	21～30日	31～50日	51～100日	101日以上	計	平均日数
		30	-	-	-	1	2	2		
31・元		-	-	-	-	-	1	-	1	81.0
2		-	-	-	1	2	1	-	4	43.3
3		-	-	-	-	1	3	2	6	86.7
<b>4</b>		-	-	-	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	-	<b>5</b>	<b>51.8</b>
平均件数		-	-	-	0.6	1.4	1.8	0.6	4.4	62.7

表9 産業別新規申請件数

(単位：件)

区分	年	30	31・元	2	3	4	平均件数
<b>農業，林業</b>		-	-	-	-	-	-
<b>建設業</b>		-	-	-	-	-	-
<b>製造業</b>		1	-	2	3	-	1.2
食料品製造業		-	-	1	1	-	0.4
窯業・土石製品製造業		1	-	1	1	-	0.6
金属製品製造業		-	-	-	-	-	-
はん用機械器具製造業		-	-	-	1	-	0.2
<b>電気・ガス・熱供給・水道業</b>		-	-	-	-	-	-
<b>情報通信業</b>		-	-	-	-	-	-
<b>運輸業，郵便業</b>		1	-	-	-	1	0.4
道路旅客運送業		1	-	-	-	-	0.2
道路貨物運送業		-	-	-	-	1	0.2
<b>卸売業，小売業</b>		1	-	-	-	-	0.2
<b>金融業，保険業</b>		-	-	-	-	-	-
<b>不動産業，物品賃貸業</b>		-	-	-	-	-	-
<b>学術研究，専門・技術サービス業</b>		-	1	-	-	-	0.2
専門サービス業(他に分類されないもの)		-	1	-	-	-	0.2
<b>宿泊業，飲食サービス業</b>		-	-	-	-	1	0.2
<b>生活関連サービス業，娯楽業</b>		-	-	-	-	-	-
<b>教育，学習支援業</b>		-	-	-	2	2	0.8
<b>医療，福祉</b>		1	1	-	-	2	0.8
医療業		1	1	-	-	1	0.6
保健衛生		-	-	-	-	1	0.2
<b>複合サービス事業</b>		-	-	-	-	-	-
<b>サービス業(他に分類されないもの)</b>		1	-	1	1	-	0.6
機械等修理業		-	-	1	-	-	0.2
政治・経済・文化団体		-	-	-	1	-	0.2
その他のサービス業		1	-	-	-	-	0.2
<b>公務</b>		-	-	-	-	-	-
地方公務		-	-	-	-	-	-
合 計		5	2	3	6	6	4.4

表 10 調整事項別新規申請件数

(単位：件)

区 分 \ 年	30	31・元	2	3	4	平均件数
<b>組合承認・組合活動</b>	-	-	1	-	<b>1</b>	0.4
<b>協定締結・全面改定</b>	-	-	-	-	-	-
<b>協約効力・解釈</b>	-	-	-	-	-	-
<b>賃 金 等</b>	1	3	3	7	<b>5</b>	3.8
賃 金 増 額	1	1	1	2	-	1.0
一 時 金	-	1	1	2	<b>1</b>	1.0
諸 手 当	-	-	1	-	-	0.2
退職一時金・年金	-	-	-	1	<b>1</b>	0.4
解雇手当・休業手当	-	-	-	-	<b>1</b>	0.2
その他賃金に関するもの	-	1	-	2	<b>2</b>	1.0
<b>給与以外の労働条件</b>	4	-	-	2	-	1.2
労働時間	1	-	-	1	-	0.4
休日・休暇	1	-	-	1	-	0.4
作業方法の変更	-	-	-	-	-	-
定 年 制	1	-	-	-	-	0.2
その他の労働条件	1	-	-	-	-	0.2
<b>経営又は人事</b>	1	-	-	2	<b>2</b>	1.0
事業廃止・事業縮小	-	-	-	-	-	-
企業合併・営業譲渡	-	-	-	-	-	-
人員整理	-	-	-	-	-	-
配置転換	-	-	-	-	<b>1</b>	0.2
解 雇	1	-	-	1	-	0.4
その他の経営人事	-	-	-	1	<b>1</b>	0.4
<b>福 利 厚 生</b>	-	-	-	-	-	-
<b>団 交 促 進</b>	3	1	3	5	<b>3</b>	3.0
<b>事 前 協 議 制</b>	-	-	-	-	-	-
<b>そ の 他</b>	-	-	-	-	-	-
合 計	9	4	7	16	<b>11</b>	9.4

(注) 複数の調整事項を含む労働争議があるため、本表の件数と新規申請件数とは一致しない。

表 11 年別取扱・処理件数

(単位：件)

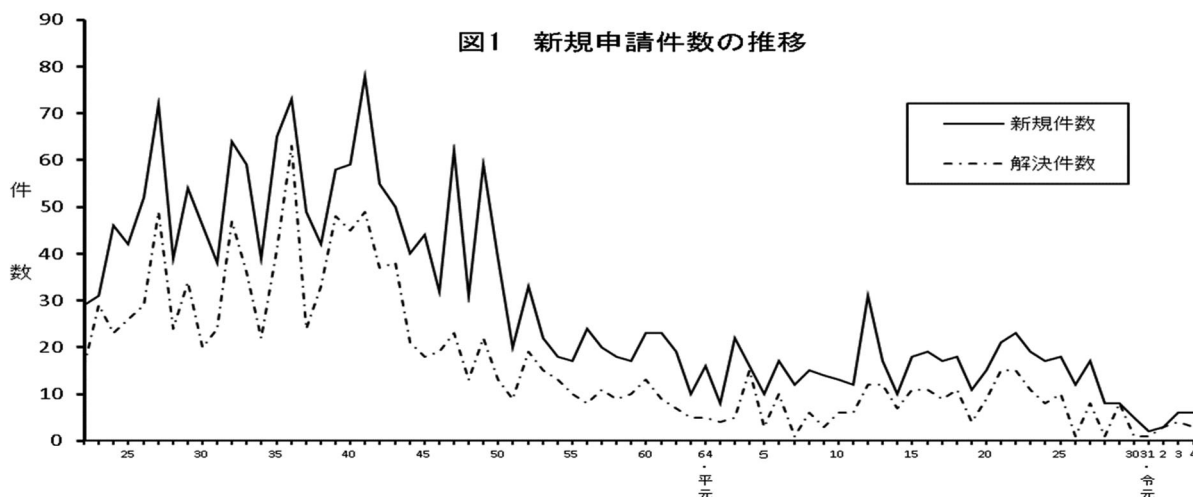
年	区分	係 属 件 数		終 結 件 数				次年繰越	
		前年繰越	新規件数	計	解 決	打切り・不調	取下げ		計
21		-	3	3	2	-	1	3	-
22		-	29(11)	29(11)	16(6)	4(2)	2	22(8)	7(3)
23		7(3)	31(7)	38(10)	29(8)	6(1)	2(1)	37(10)	1
24		1	46(8)	47(8)	23(5)	13(1)	9(2)	45(8)	2
25		2	42(6)	44(6)	26(1)	5(1)	10(1)	41(3)	3(3)
26		3(3)	52(14)	55(17)	29(5)	13(9)	11(3)	53(17)	2
27		2	72(10)	74(10)	49(3)	12(6)	11(1)	72(10)	2
28		2	39(2)	41(2)	24	6(1)	9(1)	39(2)	2
29		2	54(3)	56(3)	34(1)	9(1)	10	53(2)	3(1)
30		3(1)	46(3)	49(4)	20(1)	10(2)	18(1)	48(4)	1
31		1	38	39	24	3	11	38	1
32		1	64(2)	65(2)	47	8(1)	9(1)	64(2)	1
33		1	59(4)	60(4)	36	8(2)	13(2)	57(4)	3
34		3	39	42	22	11	9	42	-
35		-	65	65	41	15	4	60	5
36		5	73(2)	78(2)	63	11(1)	4(1)	78(2)	-
37		-	49	49	24	7	18	49	-
38		-	42	42	33	4	5	42	-
39		-	58	58	48	9	1	58	-
40		-	59	59	45	9	4	58	1
41		1	78	79	49	9	20	78	1
42		1	55(1)①	56(1)①	37①	17(1)	1	55(1)①	1
43		1	50	51	38	9	4	51	-
44		-	40	40	21	12	6	39	1
45		1	44(3)	45(3)	18	20(3)	3	41(3)	4
46		4	32(3)	36(3)	19(1)	12(2)	4	35(3)	1
47		1	62(20)	63(20)	23(1)	14	26(19)	63(20)	-
48		-	31(5)	31(5)	13	10(1)	7(4)	30(5)	1
49		1	59(20)	60(20)	22(4)	13	25(16)	60(20)	-
50		-	39(1)①	39(1)①	13	20(1)	6①	39(1)①	-
51		-	20	20	9	7	4	20	-
52		-	33	33	19	10	4	33	-
53		-	22	22	15	4	2	21	1
54		1	18	19	13	2	3	18	1
55		1	17	18	10	4	4	18	-
56		-	24	24	8	5	5	18	6
57		6	20	26	11	8	6	25	1
58		1	18	19	9	6	3	18	1
59		1	17	18	10	3	4	17	1
60		1	23	24	13	6	3	22	2
61		2	23	25	9	9	6	24	1
62		1	19	20	7	10	2	19	1
63		1	10	11	5	3	2	10	1
元		1	16	17	5	8	2	15	2
2		2	8	10	4	3	-	7	3
3		3	22	25	5	5	4	14	11
4		11	16	27	15	10	1	26	1
5		1	10	11	3	6	-	9	2

(単位：件)

年	区分	係 属 件 数			終 結 件 数				次年繰越
		前年繰越	新規件数	計	解 決	打ち切り・不調	取下げ	計	
6		2	17	19	10	4	4	18	1
7		1	12(1)	13(1)	1	11(1)	1	13(1)	-
8		-	15	15	6	4	4	14	1
9		1	14	15	3	6	4	13	2
10		2	13②	15②	6②	6	1	13②	2
11		2	12	14	6	7	-	13	1
12		1	31(11)③	32(11)③	12③	17(11)	2	31(11)③	1
13		1	17	18	12	4	1	17	1
14		1	10	11	7	3	1	11	-
15		-	18	18	11	3	-	14	4
16		4	19	23	11	8	2	21	2
17		2	17	19	9	5	2	16	3
18		3	18	21	11	8	-	19	2
19		2	11	13	4	7	1	12	1
20		1	15	16	9	4	-	13	3
21		3	21	24	15	5	1	21	3
22		3	23	26	15	5	1	21	5
23		5	19	24	11	8	2	21	3
24		3	17	20	8	8	3	19	1
25		1	18	19	10	8	1	19	-
26		-	12	12	1	7	-	8	4
27		4	17	21	8	8	1	17	4
28		4	8	12	1	5	1	7	5
29		5	8	13	8	3	1	12	1
30		1	5	6	1	4	1	6	-
31・元		-	2	2	1	-	-	1	1
2		1	3	4	4	-	-	4	-
3		-	6	6	4	2	-	6	-
4		-	6	6	3	2	-	5	1
計			2,190 (137)⑦		1,266 (36)⑥	570 (48)	353 (53)①	2,189 (137)⑦	

(注) 1 ( )内は調停、○内は仲裁の件数で、内数である。

2 昭和42年の仲裁は、仲裁委員会を設けずに対処した任意仲裁である。



(2) 係属状況一覧表

事件番号 業種	事件の概要	終結 内容	調整区分 申請者区分 労：組合 使：使用者 双：双方	申請年月日 調整員指名年月日 終結年月日	調整回数 係属日数 調整日数	調整員
令4-1 医療業	<p>組合が、新病棟の人員配置計画の開示及び人員増を求めてあつせんを申請</p> <p>【あつせん案要旨】 労使双方は、労働環境の更なる改善・向上を目指し、コミュニケーションを密にすることにより互いの共通認識と理解を深め、良好な労使関係の構築を図ることとする。</p>	解決 (案提示)	あつせん  労	<p>4. 2. 28</p> <p>4. 3. 2</p> <p>4. 4. 18</p>	<p>1回</p> <p>50日</p> <p>48日</p>	<p>橋本(公)</p> <p>山本(労)</p> <p>南島(使)</p>
令4-2 宿泊業	<p>組合が、退職金の増額及び一時金の支給を求めてあつせんを申請</p> <p>【あつせん案要旨】 ・労使双方は、組合員について、A部門は○月末、B部門は○月末、C部門は○月末をもって、使用者都合により退職することを確認する。 ・使用者は、退職金額の算定に用いる給与月額を○年分昇給させた上で計算した退職金に加え、給与月額（前記上乘せ前の額）の○ヶ月分又は○%の多い方の額を支払う。なお、組合員が前記で合意した退職日より前に退職した場合は、給与差額等を支払う。</p>	解決 (案提示)	あつせん  労	<p>4. 6. 14</p> <p>4. 6. 16</p> <p>4. 8. 19</p>	<p>2回</p> <p>67日</p> <p>65日</p>	<p>土田(公)</p> <p>松本(労)</p> <p>塩尻(使)</p>
令4-3 教育、学習支援業	<p>組合が、組合員の労働条件の改善を求めてあつせんを申請</p> <p>【打ち切り理由】 当事者双方の主張に隔たりがあり、合意に至らなかったため</p>	打ち切り	あつせん  労	<p>4. 6. 22</p> <p>4. 6. 23</p> <p>4. 8. 10</p>	<p>1回</p> <p>50日</p> <p>49日</p>	<p>藤井(公)</p> <p>上尾(労)</p> <p>南島(使)</p>
令4-4 保健衛生	<p>組合が、夏季一時金の増額、過去5年間の財務諸表の開示、従業員の増員を求めてあつせんを申請</p> <p>【あつせん案要旨】 ・使用者は、組合に対し、中期計画等の説明、5年間の貸借対照表及び損益計算書の交付並びに関連する決算数値の開示を行う。 ・労使双方は、欠員解消に向けての協力を行うこととする。</p>	解決 (案提示)	あつせん  労	<p>4. 10. 24</p> <p>4. 10. 27</p> <p>4. 12. 26</p>	<p>1回</p> <p>64日</p> <p>61日</p>	<p>土田(公)</p> <p>上尾(労)</p> <p>倉垣(使)</p>



事件番号 業種	事件の概要	終結 内容	調整区分 申請者区分 労：組合 使：使用者 双：双方	申請年月日 調整員指名年月日 終結年月日	調整回数 係属日数 調整日数	調整員
令4-5 教育、学習支援 業	<p>組合が、貸金体系作成状況の情報共有、使用者の支出について費目ごとの額の開示、団体交渉の参加人数や時間について制限しないことを求めてあつせんを申請</p> <p>【打切り理由】 使用者が、当事者同士の努力と協力により解決したいとしてあつせんを辞退したため</p>	打切り (不応諾)	あつせん  労	4.10.25 4.10.28 4.11.21	0回 28日 25日	笠井(公) 青山(労) 安藤(使)
令4-6 道路貨物運送業	<p>組合が、組合事務所の貸与条件の調整などを求めてあつせんを申請</p> <p>—</p>	—	あつせん  労	4.12.21 4.12.26 (係属中)	—	土田(公) 師玉(労) 塩尻(使)

(注) 「係属日数」は申請日から終結日までの日数で、「調整日数」は調整員指名日から終結日までの日数である。

## 2 争議行為予告通知及び実情調査

### (1) 争議行為予告通知の状況

令和4年において、当委員会が受理した労調法第37条第1項の規定による公益事業の争議行為予告通知は42件である。業種別にみると、全てが医療であった。(表1)

表1 争議行為予告通知取扱状況 (単位：件)

年	業種	運輸	郵便・電気通信	水道・電気・ガス	医療	公衆衛生	計
30		-	-	-	52*	-	52
31・元		-	-	-	50*	-	50
2		-	-	-	50*	-	50
3		-	-	-	45	-	45
4		-	-	-	<b>42</b>	-	<b>42</b>
平均件数		-	-	-	47.8	-	47.8

(注) ※は、他府県にも争議行為実施場所があるため中央労働委員会へ報告したもの

### (2) 実情調査の状況

令和4年に実施した労働委員会規則第62条の2第1項の規定による労働争議の実情調査の件数は64件である。業種別にみると、医療50件、運輸14件であった。(表2)

また、これを労働争議の調査事項別にみると、延べ100件である。(表3)

表2 業種別実情調査取扱状況 (単位：件)

年	業種	公益事業					非公益事業	計
		運輸	郵便・電気通信	水道・電気・ガス	医療	公衆衛生		
30		16	-	-	52	-	68	68
31・元		21	-	-	50	-	71	71
2		14	-	-	53	-	67	67
3		22	-	-	48	-	70	70
4		<b>14</b>	-	-	<b>50</b>	-	<b>64</b>	<b>64</b>
平均件数		17.4	-	-	50.6	-	68.0	68.0

表3 調査事項別取扱状況

(単位：件)

年	区分	賃金等				給与以外の労働条件		経営人事	計
		賃上げ	一時金	諸手当	その他	労働時間	休日休暇		
30		36	67	-	-	103	-	-	103
31・元		37	64	-	-	101	6	-	113
2		38	66	-	-	104	-	-	104
3		36	63	-	-	99	-	5	105
4		<b>37</b>	<b>61</b>	-	<b>2</b>	<b>100</b>	-	-	<b>100</b>
平均件数		36.8	64.2	-	0.4	101.4	1.2	1.0	105.0